

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成26年6月16日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 亀岡市安町野々軒8番地		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 亀岡市役所 亀岡市長 栗山 正・					
主たる業種	市町村機関	細分類番号	9	8	2	1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を平成27年度までに平成21年度比で9%削減する。						
計画を推進するための体制	市長を温暖化対策総括者、副市長を温暖化対策副総括者とし、副市長を委員長とする温暖化対策管理委員会において、環境マネジメントシステムの進行管理を行っている。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	24,363.2 トン	22,571.0 トン	22,734.2 トン	18,735.8 トン	-12.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	24,748.5 トン	22,571.0 トン	22,734.2 トン	18,735.8 トン	-13.8 パーセント	
	実績に対する自己評価	平成25年度は共同浴場の廃止に伴う燃料使用量の減少や、一般廃棄物に含まれる廃プラスチック焼却量の減少、また夏冬の節電による効果等により温室効果ガス排出量を削減することが出来た。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (施設数)	243.63	225.71	227.34	187.36	-12.38 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	平成25年度は共同浴場の廃止に伴う燃料使用量の減少や、一般廃棄物に含まれる廃プラスチック焼却量の減少、また夏冬の節電による効果等により温室効果ガス排出量を削減することが出来た。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		28.0 パーセント	28.0 パーセント	28.0 パーセント	28.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	冷暖房温度の適正化、不要な照明の消灯・間引き等を行った。					
	(24)年度	冷暖房温度の適正化、不要な照明の消灯・間引き等を行った。					
	(25)年度	冷暖房温度の適正化、不要な照明の消灯・間引き等を行った。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	毎月2回、エコ通勤デーとして自動車の使用を控えている。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	定期的に実施することにより、取組が浸透し、職員の協力が得られ、計画通りの実施が図れた。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ゴーヤの苗を各事業所に配布し、みどりのカーテン事業を実施している。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。